

令和7年度北上市作業道等保安全管理支援事業補助金実施要領

1 趣旨

北上市では、地域住民等を主体とした団体が人材育成、有害鳥獣被害の抑止又は森林の適正な保安全管理を目的として行う市内の作業道又は市内の森林整備活動に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

補助金対象者は、3名以上で構成されている組織とする。

3 補助事業及び補助金の額

下記の表に掲げる額とします。

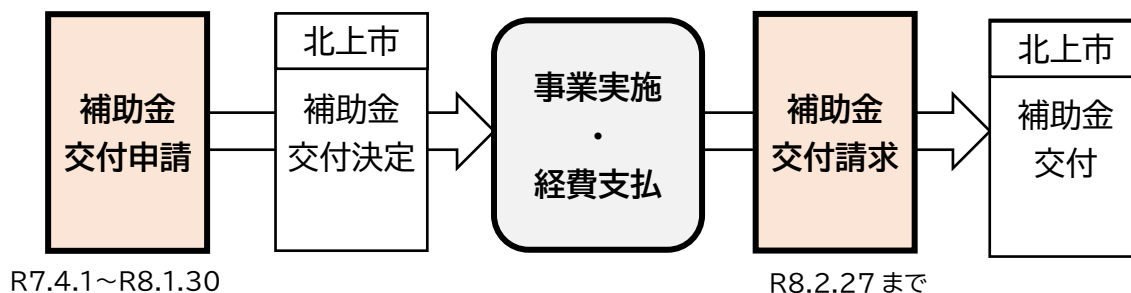
なお、補助事業区分①～③については、同一年度内において、同一の作業道又は同一の箇所につき1回とし、④の区分については、同一年度内において、同一の補助対象者につき5回までとします。

区分	補助事業	補助金の額
①	作業道刈払事業 (作業道における雑草の除去等の活動)	活動距離 100 メートル毎に 5,500 円
②	作業道路面整備活動事業 (作業道における敷砂利等の活動)	活動距離1メートル毎に 1,000 円
③	里山林整備事業 (市内の居住地域近くにある山林において、枯損木及び生育不良木の除去並びに集積及び処理等の活動)	活動面積 10 アール毎に 16,000 円
④	森林整備作業研修開催事業 (森林整備技術及び知識を習得する研修会を市内で開催すること)	補助対象経費※の合計額に2分の1を乗じた額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とし、1回あたり 50,000 円を上限とする。

※講師等の謝礼及び旅費、資材費、消耗品費、資料印刷費、機材借上料、燃料費、傷害保険料、委託料その他の森林整備技術及び知識を習得する研修会の開催に要する経費

4 申請手続き

申請手続きのフローは次のとおりです。



(1) 交付申請

- ① 申請期間 令和7年4月1日～**令和8年1月 30 日**まで
申請は随時受け付けます。ただし、予算上限に達し次第、予告なく受付を終了します。
- ② 提出書類
次の書類を揃えて交付申請をして下さい。
 - ・北上市作業道等保安全管理支援事業補助金交付申請書(様式第1号)・
 - ・事業計画書(様式第2号)
 - ・組織の内訳が確認できる書類
 - ・対象区域が確認できる図面等の書類
 - ・対象事業の必要性が確認できる写真(3箇所以上で撮影) ※森林整備作業研修開催事業を除く

(2) 交付決定

市の審査を経て、交付決定を行います。不足資料があれば、追加資料の提出を依頼する場合があります。
また、必要に応じて、現地確認を行う場合があります。

(3) 補助金交付請求

- ① 請求期限 **令和8年2月 27 日**まで
- ② 提出書類
事業終了後、**速やかに**、次の書類を揃えて補助金請求を行ってください。
 - ・北上市作業道等保安全管理支援事業補助金交付請求書(様式第4号)
 - ・事業実績書(様式第5号)
 - ・精算経費が確認できる書類
 - ・事業実施状況及び完了が確認できる写真(3箇所以上で撮影)

(4) 補助金交付

実績報告及び交付請求の内容を審査し、必要に応じて現地確認の上、適正であると認められる場合、補助金を交付します。

5 補助金交付申請書、請求書の提出方法及び提出先

- ① 提出方法
持参、郵送又は電子メール
- ② 提出先
北上市 農林部 農林企画課 農地林務係
住所:〒024-8501 北上市芳町1番1号
E-mail:nouki@city.kitakami.iwate.jp

6 その他留意事項

- ・北上市補助金交付規則及び本補助金の交付要綱に反したとき、補助事業の申請・実施報告・請求等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不適当と認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- ・必要に応じて書類を追加で提出していただく場合がありますので、補助対象事業に係る会計書類は保管してください。